

確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日

平成31年4月22日

2. 回答を行った年月日

令和元年5月22日

3. 新事業活動に係る事業の概要

スマートフォンに専用のマイク等を接続することで、手軽にIP無線を利用することができるサービスの実施が計画されている。

無線を受信する際には、接続されたマイクから音声の流れ、接続されたマイクを手で保持する必要はない。一方、無線を送信する際には①マイクを手で保持せずに送信すること（以下「ハンズフリー機能」という。）、②マイクを手で保持してボタンを押下しながら送信すること（以下「PTT機能」という。）の2つの方法で発信することが可能である。

4. 確認の求めの内容

本利用態様が、ハンズフリー機能及びPTT機能のいずれについても、道路交通法第71条第5号の5に規定する「携帯電話用装置…を通話…のために使用」に該当しないことを確認したい。

5. 確認の求めに対する回答の内容

自動車又は原動機付自転車の運転中に、照会書に記載の方法で「ハンズフリー」又は「PTT機能」を用いて通話する行為は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第71条第5号の5の規定に違反する行為に当たらないものと解される。